

松浦川水系下流圏域河川整備計画 (原案)

令和2年10月

佐 賀 県

目 次

	頁
第1章 圏域の概要	
1.1 圏域の概要	
(1) 河川・流域	1
(2) 地形・地質	4
(3) 気候	5
(4) 自然、風土・文化	6
(5) 社会	7
1.2 治水と利水の歴史	
1.2.1 治水の歴史	8
1.2.2 利水の歴史	9
第2章 河川の現状と課題	
2.1 治水の現状と課題	10
2.2 河川の利用及び河川環境の現状	
2.2.1 河川の利用の現状	12
2.2.2 河川環境の現状	13
第3章 河川整備計画の対象区間及び対象期間	
3.1 河川整備計画の対象区間	17
3.2 河川整備計画の対象期間	18
第4章 河川整備計画の目標に関する事項	
4.1 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	19
4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	20
4.3 河川環境の整備と保全に関する目標	20
第5章 河川整備の実施に関する事項	
5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所 並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	
5.1.1 河川工事の目的	21
5.1.2 河川工事の種類及び施行の場所 並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	21
5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	
5.2.1 河川の維持の目的	25
5.2.2 河川の維持の種類及び施行の場所	25
第6章 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項	
6.1 地域住民や関係機関との連携	26
6.2 防災情報の提供	26

第1章 圏域の概要

1.1 圏域の概要

(1) 河川・流域

松浦川は、その源を佐賀県武雄市山内町青螺山（標高 599m）に発し、山地部において多くの小支川を合わせて北流しながら唐津市相知町において巖木川などと合流し、唐津市久里において徳須恵川を合わせて、唐津平野に出て玄界灘に注ぐ、流域面積 約 446 km²、幹川流路延長 約 47 kmの一級河川です。

松浦川水系は国土交通省が管理する直轄管理区間と佐賀県が管理する大臣指定区間とがあります。

直轄管理区間は松浦川の河口から 31.4 kmとその支川である徳須恵川 14.5 km、巖木川 14.6 kmがあり、その上流とその他の支川を佐賀県が管理しています。

松浦川下流圏域（以下「下流圏域」という。）は、松浦川下流域で唐津市内を対象とした地域から松浦川に流入する河川の流域です。

また、下流圏域内の県管理河川は表 1.1 に示す松浦川水系の一次支川 7 河川、二次支川 6 河川、三次支川 1 河川の 14 河川です。

幹川流路延長とは、松浦川本川筋の源流から河口までの長さです。

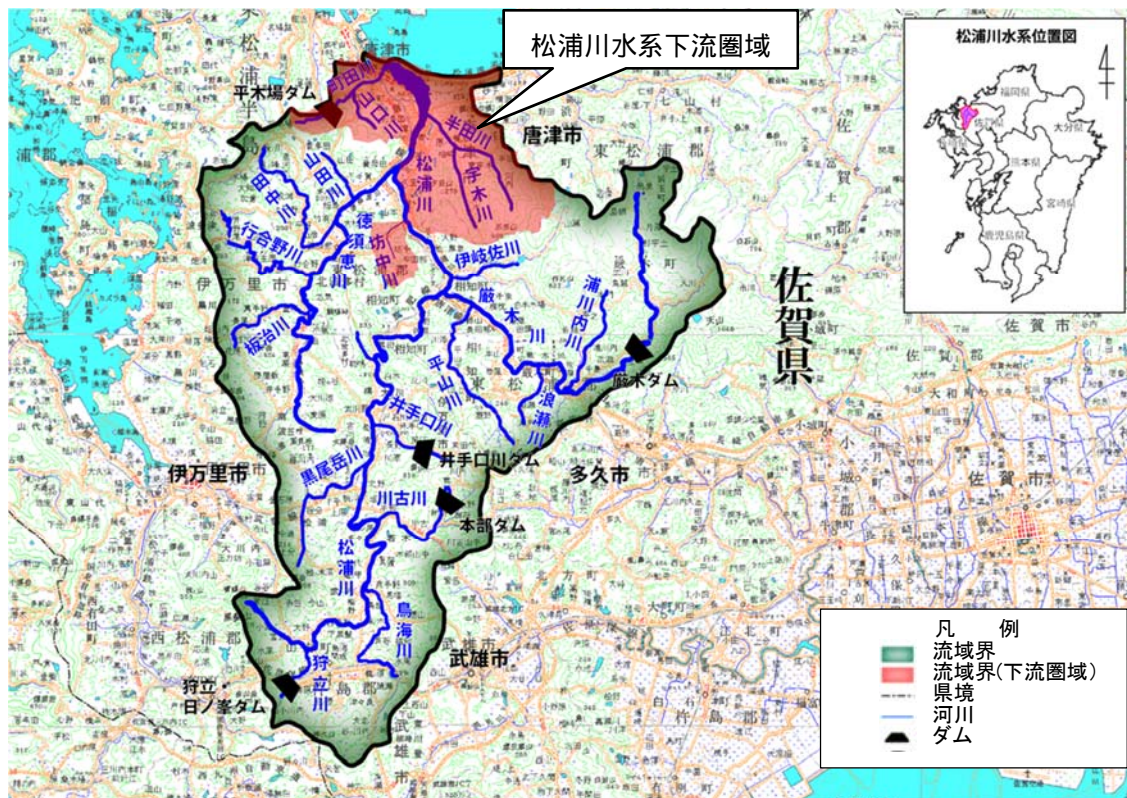


図 1.1 松浦川水系流域図及び下流圏域位置図

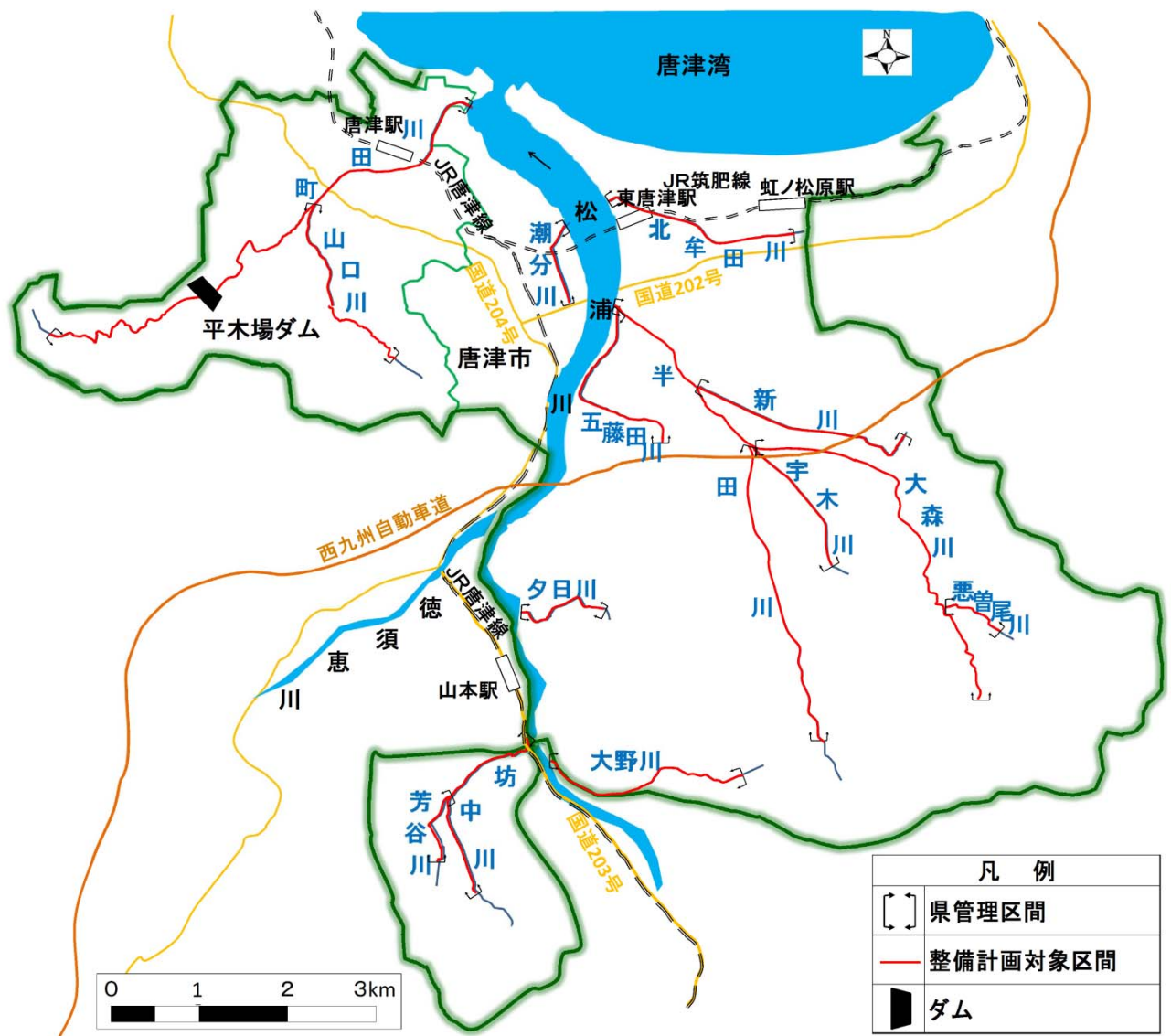


図 1.2 松浦川水系下流圏域河川位置図

表 1.1 松浦川水系下流圏域内河川の県管理区間及び関係行政区域名

河川名	県管理区間		延長 (km)	関係行政 区域名
	上流端	下流端		
ちようだ 町田川 (一次支川)	(左岸)唐津市竹木場字山中	(左岸)松浦川への合流点	5.00	唐津市
	(右岸)唐津市竹木場字山中	(右岸)松浦川への合流点	5.00	
やまくち 山口川 (二次支川)	(左岸)唐津市神田字堀田	(左岸)町田川への合流点	1.30	唐津市
	(右岸)唐津市神田字桜谷	(右岸)町田川への合流点	1.30	
きたむた 北牟田川 (一次支川)	唐津市鏡字赤水の赤水橋	松浦川への合流点	2.20	唐津市
しおわけ 潮分川 (一次支川)	(左岸)唐津市和多田字二丁割	(左岸)松浦川への合流点	0.80	唐津市
	(右岸)唐津市和多田字渦	(右岸)松浦川への合流点	0.80	
はんた 半田川 (一次支川)	(左岸)唐津市半田字平田	(左岸)松浦川への合流点	7.25	唐津市
	(右岸)唐津市半田字平田	(右岸)松浦川への合流点	7.25	
ごとうだ 五藤田川 (二次支川)	(左岸)唐津市原字溜の内	(左岸)半田川への合流点	2.30	唐津市
	(右岸)唐津市原字溜の内	(右岸)半田川への合流点	2.30	
しん 新川 (二次支川)	(左岸)唐津市半田字余尺	(左岸)半田川への合流点	2.60	唐津市
	(右岸)唐津市半田字鶏尾	(右岸)半田川への合流点	2.60	
うき 宇木川 (二次支川)	(左岸)唐津市宇木字明神口	(左岸)半田川への合流点	3.60	唐津市
	(右岸)唐津市宇木字桐の木	(右岸)半田川への合流点	3.60	
おおもり 大森川 (三次支川)	(左岸)唐津市宇木字日門作	(左岸)宇木川への合流点	1.60	唐津市
	(右岸)唐津市宇原田	(右岸)宇木川への合流点	1.60	
あくそお 悪曾尾川 (二次支川)	唐津市半田字鞍谷の林道第4橋	半田川への合流点	1.20	唐津市
ゆうひ 夕日川 (一次支川)	唐津市夕日字荒平	松浦川への合流点	1.10	唐津市
ぼうちゅう 坊中川 (一次支川)	(左岸)東松浦郡相知町大字牟田部字新田平	(左岸)松浦川への合流点	2.90	唐津市
	(右岸)東松浦郡相知町大字牟田部字新田平	(右岸)松浦川への合流点	2.90	
よしち 芳谷川 (二次支川)	佐賀県東松浦郡北波多村大字岸山字西谷の村道橋	坊中川への合流点	0.90	唐津市
おおの 大野川 (一次支川)	(左岸)佐賀県東松浦郡相知町大野字空ノ木	(左岸)松浦川への合流点	1.80	唐津市
	(右岸)佐賀県東松浦郡相知町大野字棚の平	(右岸)松浦川への合流点	1.80	

(2) 地形・地質

下流圏域の地形は、東側は鏡山（標高 284m）、三方山（標高 505m）等連なる山地、西側は丘陵地帯の上場台地であり、松浦川沿いには、松浦川の堆積作用によって形成された三角州性低平地が圏域南側の上流部から北側の下流部にかけて広がっています。また、唐津湾に面する海岸沿いには砂丘・砂堆があり防風、防砂、防潮を目的に植林された景勝地の「虹の松原」が有名です。

また、地質は、深成岩類が圏域の上流部に分布し松浦川沿い及び下流部は堆積岩が広く分布しており、宅地・商業地が広がっています。

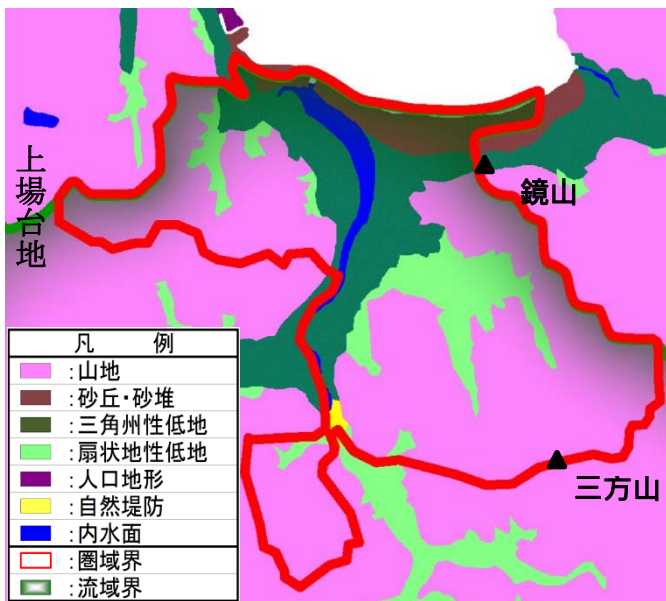


図 1.3 松浦川水系下流圏域内の地形図

(出典)

この地図は、国土交通省土地・水資源局調査・編集の「20 万分の 1 土地保全図シームレスデータ」の一部を使用し、作成したものである。

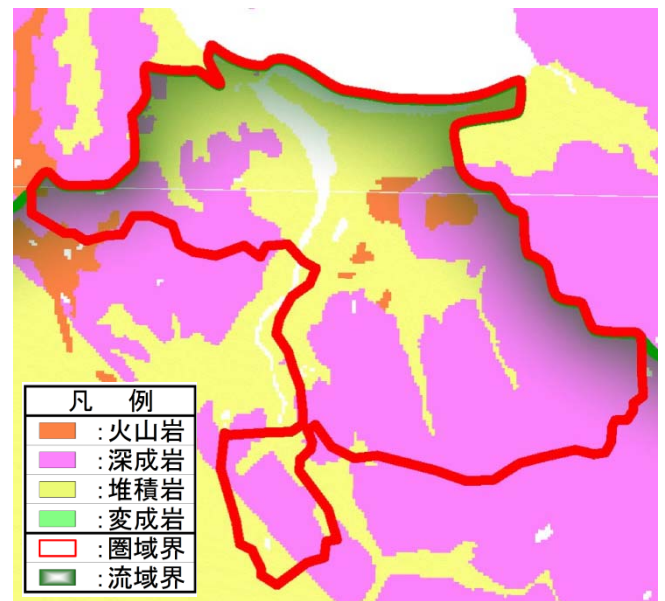


図 1.4 松浦川水系下流圏域内の地質図

(出典)

20 万分の 1 日本シームレス地質図 (産業技術総合研究所地質調査総合センター) (<https://gbank.gsj.jp/seamless/>) を使用し、流域界等を加筆したものである。

(3) 気 候

下流圏域は、九州の気候区分によると日本海型気候区に属しています。

圏域近傍の福岡管区気象台唐津観測所における過去 10 年間(平成 22 年から平成 31 年(令和元年))の唐津地区の平均気温は約 16 と比較的温暖な気候となっています。

また、過去 10 年間(平成 22 年から平成 31 年(令和元年))の唐津地区における年平均降水量は約 2,000mm となっており、特に 6 月から 8 月の梅雨期、台風期の降水量は、その約 47%を占めています。

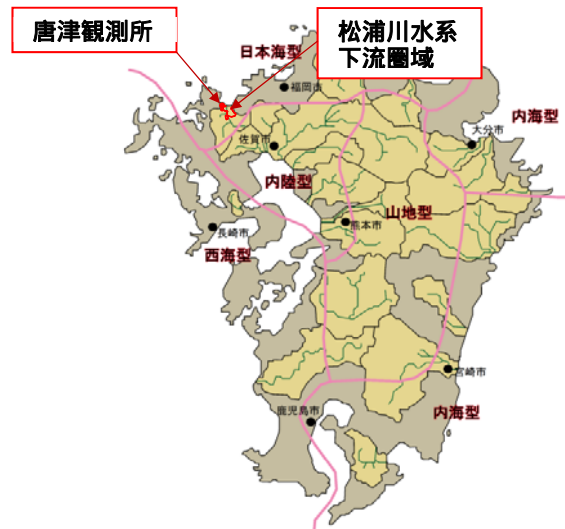


図 1.5 九州の気候区分

(出典：佐賀地方気象台ホームページより)

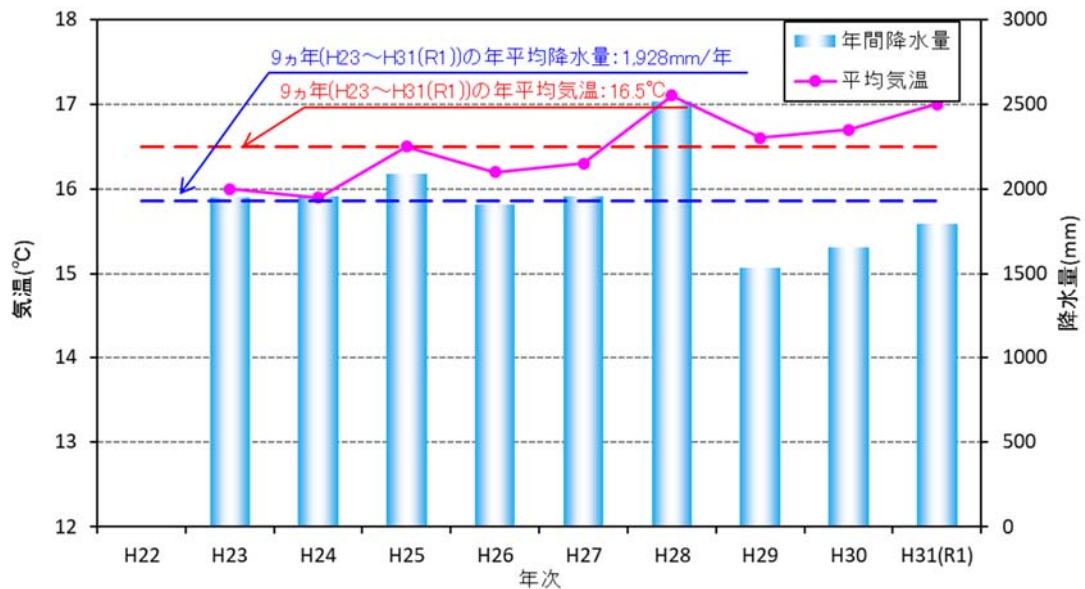


図 1.6 唐津地区の過去 10 年間の気象概況

出典：福岡管区気象台HP

注) 平均気温：平成 22 年から平成 31 年(令和元年)までの 10 年間平均値

平均降水量：平成 22 年から平成 31 年(令和元年)までの 10 年間平均値

平成 22 年 2 月まで和多田 3 月から唐津へ観測所を移転しているため、H22 平均気温、年降水量は欠測扱い

(4) 自然、風土・文化

下流圏域の下流部は、玄海国定公園（昭和 31 年 6 月 1 日指定）の一部となっており、日本の三大松原として有名な「虹の松原」や玄海灘に浮かぶ島々と松原全体を一望できる「鏡山」^{かがみやま}などの景勝地があり、多く観光客で賑わっています。

また、圏域内には、現在確認できる日本最古の縄文時代晩期の水田跡である「菜畑遺跡」^{なばたけ}（国指定特別史跡）が発掘され、復元された水田、竪穴住居や出土資料を展示する「末廬館」^{まつろかん}とともに整備されています。



図 1.7 佐賀県自然公園位置図（出典：佐賀県HP）

特別名勝
(17)虹の松原



唐津市(東唐津、鏡、浜玉町浜崎)

(出典：佐賀県HP)

史跡
(6)菜畑遺跡



唐津市菜畑字松円寺

(出典：佐賀県HP)

(5) 社会

下流圏域の面積は、佐賀県の面積の約2%にあたり、平成27年現在（国勢調査）佐賀県の総人口の約4%の方が住んでいます。

土地利用の状況は、圏域の東部は、森林地域でありその裾野は田園地帯が広がっています。西部は、丘陵地帯を形成し稲作、畑作、畜産が盛んです。北部は唐津市の中心市街地部となっており、主に宅地、商業地として利用されています。

また、本圏域は、福岡市などの都市圏に近く、福岡市及び伊万里市、県都の佐賀市と交通網が整備されてきており、国道202号、203号、JR唐津線・筑肥線、西九州自動車道などによる交通アクセスにも恵まれていることなどから、交通ネットワークの形成により都市間相互の連携が強化され、人や物資等の交流促進が進んでいます。

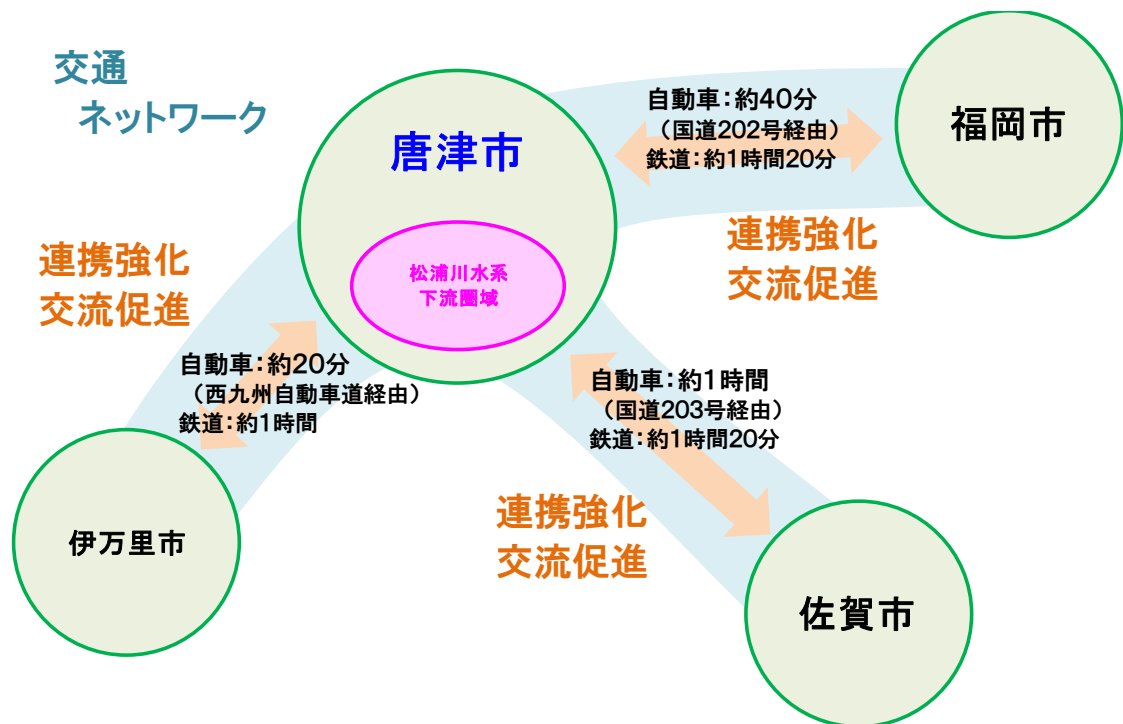


図 1.8 松浦川下流圏域と周辺都市の交通ネットワーク図

1.2 治水と利水の歴史

1.2.1 治水の歴史

下流圏域の河川が流入する松浦川の治水事業の歴史は古く、慶長13年(1607年)唐津城の要害を固めるために松浦川の改修に着手し、本格的な治水事業は、昭和24年から中小河川事業として唐津市山本から河口までの区間の築堤、護岸整備を実施し、昭和36年度より直轄事業として、築堤、護岸整備、橋梁の架け替え、河道掘削及び塩害防止のため松浦大堰の設置が行われています。さらに、昭和40年代の洪水発生を契機に基本高水流量を見直し、洪水調節施設として巖木ダムが建設され、また、^{こまなきしょうすいる}駒鳴捷水路工事等による流下能力の向上が図られています。

下流圏域内河川においては、昭和28年などの洪水発生を契機に昭和36年度から中小河川事業として半田川及び支川の新川、宇木川、大森川等の改修に着手し、更に洪水調節施設として町田川上流において^{ひらこば}平木場ダムの建設に着手しました。

その後、昭和50年代の度重なる洪水発生を契機に局部改良事業として北牟田川、潮分川を、中小河川事業として町田川及び支川の山口川の改修に着手し、現在町田川が改修事業を継続中です。

また、昭和60年度には局部改良事業として大野川を、平成2年度には局部改良事業として夕日川改修事業に着手し現在完了しています。



写真 1.1 平木場ダム
(出典：佐賀県営ダムの概要)



写真 1.2 駒鳴捷水路
(出典：国土交通省HP水管理・国土保全、九州の一級級河川)

1.2.2 利水の歴史

下流圏域の河川が流入する松浦川は、古くから農業用水として農地のかんがいに利用されており、現在においても農業用水、水道用水、工業用水及び水力発電に利用されています。農業用水としては、流域外を含め約 8,700ha の農地かんがいに利用され、水道用水としては唐津市や多久市等で、工業用水としては唐津市で利用されています。また、水力発電としては、厳木発電所、厳木第 2 発電所、^{てんざん}天山発電所の水力発電に利用されています。

下流圏域内河川においては、古くから慣行的に農業用水等の取水が行われていますが、近年では、平木場ダムにより唐津市の水道用水として利用されています。



図 2.2.1 松浦川水系取水排水系統と主な利水施設

図 1.9 松浦川における主な利水施設
(出典：武雄河川事務所HP)

第 2 章 河川の現状と課題

2.1 治水の現状と課題

下流圏域内における主な水害としては、昭和 28 年 6 月、昭和 42 年 7 月、昭和 47 年 7 月、昭和 55 年 8 月、昭和 57 年 7 月、昭和 58 年 5 月、昭和 60 年 6 月、平成 3 年 6 月、平成 10 年 5 月、平成 22 年 7 月洪水が挙げられ、床上や床下浸水等の甚大な被害を受けてきました。

特に昭和 28 年 6 月洪水は、“28 水”として佐賀県における戦後の記録的な洪水として挙げられます。

このような状況の中、本圏域では、昭和 36 年から半田川及び支川の河川改修事業に着手し、圏域の他の河川においても順次河川改修事業に着手しました。その後、昭和 58 年に町田川の河川改修工事に着手しています。また、洪水調節施設として昭和 59 年に平木場ダムが完成しています。

近年においても、平成 22 年 7 月の洪水では床上浸水の被害が発生しており、加えて、近年は、降水量は増加傾向にあり、また、気候変動に伴う集中豪雨等により全国各地で水害が頻発・激甚化するなど、水害のリスクが増大しています。

しかしながら、本圏域内の河川では、従来から進めている河川改修事業が途中段階にあり、未だ河道の流下能力が目標の 7 割にも満たない区間が残るなど、十分な治水安全度が確保されていません。

このため、地域住民が安全で安心して暮らせるような社会を実現するためにも、治水対策を着実に進め、治水安全度の向上を図ることが急務となっています。



写真 2.1 平成 10 年 5 月洪水による状況（町田川：唐津市町田大橋付近右岸側市街地）



写真 2.2 平成 10 年 5 月洪水による氾濫状況（町田川：唐津市上町田橋付近下流）

2.2 河川の利用及び河川環境の現状

2.2.1 河川の利用の現状

下流圏域内の河川水は、井堰の取水により慣行的に、主に農業用水として利用されており、町田川においては昭和 59 年の平木場ダムの竣工後は、唐津市の水道用水としても利用されています。



写真 2.3 平木場ダム
(出典：佐賀県営ダムの概要)

観光都市唐津市の市街地部を貫流する河川として、周辺地域と調和を保ち歴史的な風土をたたえた河川景観を創出しています。

町田川沿川は、河畔からの眺望に優れ河口部付近では唐津城を一望でき、また、文化財である「唐津くんち」の曳山ルートとして一部利用されていることから地域観光を担っています。

河川空間利用としては、近隣住民の散策やジョギング、通勤や通学の間として利用されています。

代表的な河川の風景



写真 2.4 市街地部での河川景観
(町田川：城内橋付近)



写真 2.5 市街地部での河川景観
(町田川：札の辻橋付近)

2.2.2 河川環境の現状

下流圏域の主要河川である町田川の植生は、感潮区間の下流部は植生に乏しく、土砂が堆積した水際部に主にオオイヌタデ、オオクサキビ群落やジュズダマ群落が分布しています。中流～上流部の高水敷が多くみられる区域にはミゾソバ、タチスズメノヒエ、ジュズダマ群落などの単子葉草本群落が広がっています。また、支川の山口川には、タチスズメノヒエ群落、ジュズダマ群落、ススキ、チガヤ群落などが分布しています。

魚類は、下流部の感潮区間ではボラやゴクラクハゼが、中上流部ではカワムツ、オイカワが多数確認されています。また、支川の山口川では、ゴクラクハゼやシマヨシノボリが多数確認されています。なお、重要種としてニホンウナギ（環境省：絶滅危惧 B類）、ヤリタナゴ（環境省：準絶滅危惧）、ドジョウ（環境省：情報不足）、ミナミメダカ（環境省：絶滅危惧 類、佐賀県：準絶滅危惧種）などが確認されています。

鳥類は、河川周辺で主に魚を捕食するコサギ、アオサギが生息しています。なお、重要種として下流部でミサゴ（環境省：準絶滅危惧）、支川の山口川でチュウウサギ（環境省：準絶滅危惧、佐賀県：絶滅危惧 類）などが確認されています。

文中の()内の標記は、環境省レッドリスト 2015(2015年9月)、佐賀県レッドリスト 2003(2004年3月)に記載された分類です。



写真 2.6 ニホンウナギ



写真 2.7 ヤリタナゴ



写真 2.8 ミナミメダカ



写真 2.9 ミサゴ

下流圏域内河川の水質汚濁に係る環境基準¹における類型指定²は、図 2.1 に示すとおり、町田川上流を対象に長松橋地点で A 類型、下流を対象に町田橋地点で C 類型に指定されています。

過去 10 年（平成 21 年～平成 30 年）の河川の水質は、BOD75%値³で見ると、図 2.2 に示すとおり、いずれの地点も環境基準を満たしています。

また、PH⁴及び SS⁵については、図 2.3、図 2.4 に示すとおり、いずれの地点も環境基準を満たしています。

- 1 水質汚濁に係る環境基準とは、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましいとされる基準です。
- 2 水域類型指定とは、環境基準で定めた類型を水域で指定することです。
- 3 BOD とは水中の有機物が微生物によって分解される時に消費される酸素の量で表され、有機性の汚濁を表す指標として用いられます。75%値とは、年間観測データを小さい順に並べて、全データ数の 75%目の値であり、環境基準値と比較して水質の程度を判断する場合に用いられます。
- 4 pH とは水中の水素イオンの濃度を溶液 1l 中の水素イオンのグラム当量数で表され、酸性、アルカリ性の強さを示す指標として用いられます。
- 5 SS とは水中に浮遊する不溶性物質の量で表され水の濁りを表す指標として用いられます。

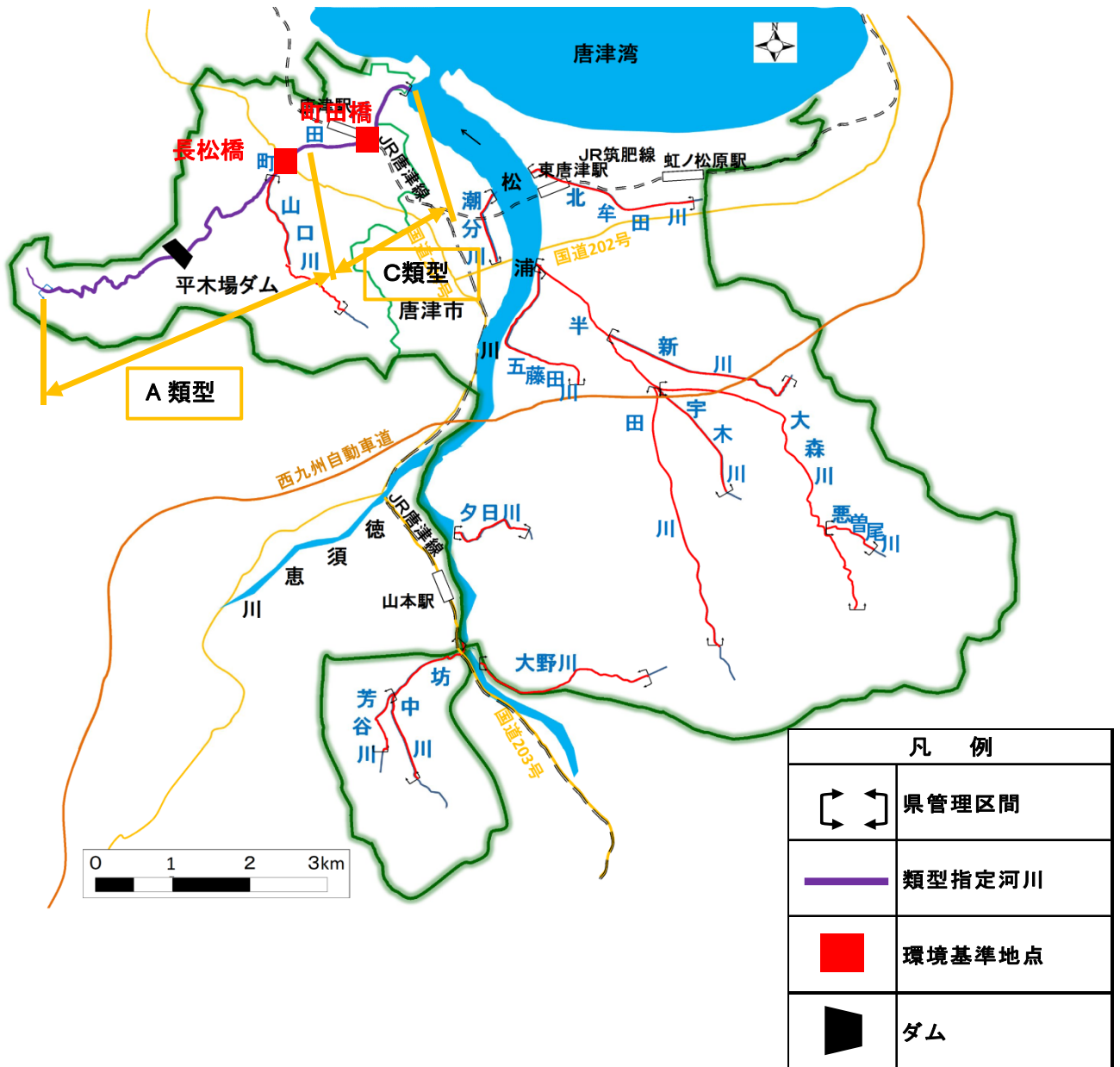


図 2.1 下流圏域における環境基準点
 (出典：佐賀県HP県民環境部(公共用水域及び地下水の水質測定))

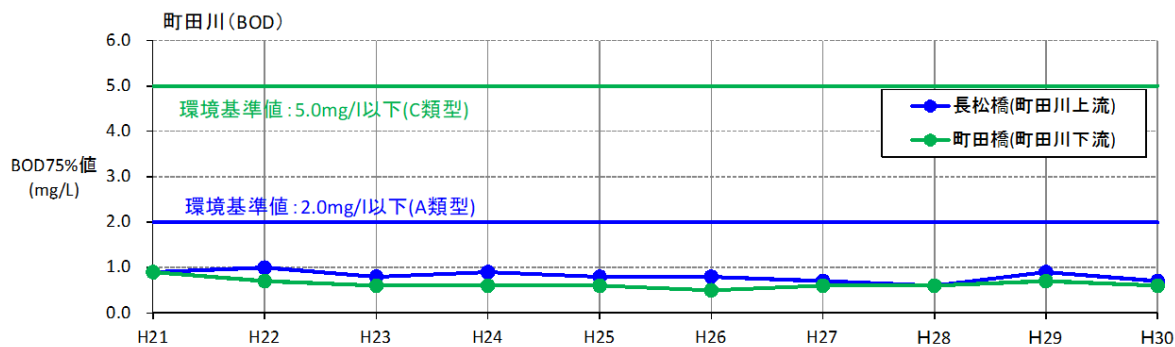


図 2.2 環境基準地点における類型指定と水質 (BOD75%値) の経年変化
(出典: 佐賀県HP県民環境部(公共用水域水質調査データ))

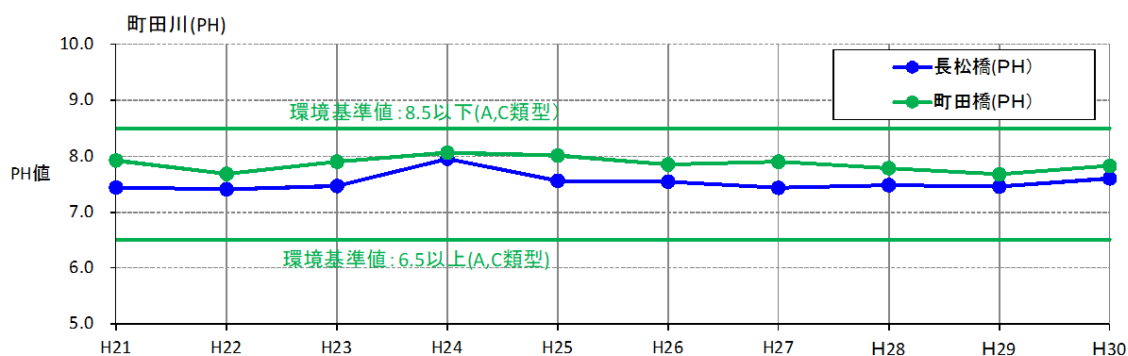


図 2.3 環境基準地点における類型指定と水質 (PH 値) の経年変化
(出典: 佐賀県HP県民環境部(公共用水域水質調査データ))

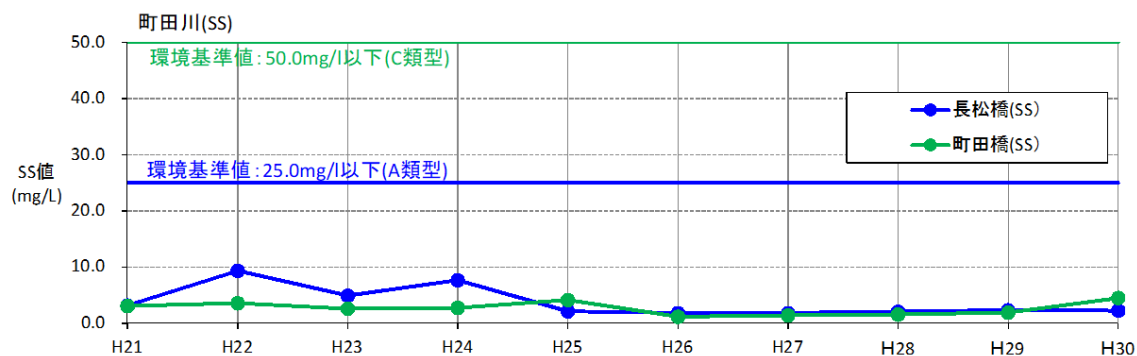


図 2.4 環境基準地点における類型指定と水質 (SS 値) の経年変化
(出典: 佐賀県HP県民環境部(公共用水域水質調査データ))

第3章 河川整備計画の対象区間及び対象期間

3.1 河川整備計画の対象区間

本計画の計画対象区間は、表3.1に掲げる河川の県管理区間とします。

表3.1 計画対象区間

河川名	県管理区間		延長 (km)
	上流端	下流端	
ちょうだ 町田川 (一次支川)	(左岸) 唐津市竹木場字山中	(左岸) 松浦川への合流点	5.00
	(右岸) 唐津市竹木場字山中	(右岸) 松浦川への合流点	5.00
やまくち 山口川 (二次支川)	(左岸) 唐津市神田字堀田	(左岸) 町田川への合流点	1.30
	(右岸) 唐津市神田字桜谷	(右岸) 町田川への合流点	1.30
きたむた 北牟田川 (一次支川)	唐津市鏡字赤水の赤水橋	松浦川への合流点	2.20
しむけ 瀬分川 (一次支川)	(左岸) 唐津市和多田字二丁割	(左岸) 松浦川への合流点	0.80
	(右岸) 唐津市和多田字潟	(右岸) 松浦川への合流点	0.80
はだ 半田川 (一次支川)	(左岸) 唐津市半田字平田	(左岸) 松浦川への合流点	7.25
	(右岸) 唐津市半田字平田	(右岸) 松浦川への合流点	7.25
ごとうだ 五藤田川 (二次支川)	(左岸) 唐津市原字溜の内	(左岸) 半田川への合流点	2.30
	(右岸) 唐津市原字溜の内	(右岸) 半田川への合流点	2.30
しん 新川 (二次支川)	(左岸) 唐津市半田字余尺	(左岸) 半田川への合流点	2.60
	(右岸) 唐津市半田字鶏尾	(右岸) 半田川への合流点	2.60
うき 宇木川 (二次支川)	(左岸) 唐津市宇木字明神口	(左岸) 半田川への合流点	3.60
	(右岸) 唐津市宇木字桐の木	(右岸) 半田川への合流点	3.60
おおきり 大森川 (三次支川)	(左岸) 唐津市宇木字日門作	(左岸) 宇木川への合流点	1.60
	(右岸) 唐津市宇原田	(右岸) 宇木川への合流点	1.60
あくそお 悪曾尾川 (二次支川)	唐津市半田字鞍谷の林道第4橋	半田川への合流点	1.20
ゆうひ 夕日川 (一次支川)	唐津市夕日字荒平	松浦川への合流点	1.10
ぼうちゅう 坊中川 (一次支川)	(左岸) 佐賀県東松浦郡相知町大字牟田部字新田平	(左岸) 松浦川への合流点	2.90
	(右岸) 佐賀県東松浦郡相知町大字牟田部字新田平	(右岸) 松浦川への合流点	2.90
よしだ 芳谷川 (二次支川)	佐賀県東松浦郡北波多村大字岸山字西谷の村道橋	坊中川への合流点	0.90
おおの 大野川 (一次支川)	(左岸) 佐賀県東松浦郡相知町大野字空ノ木	(左岸) 松浦川への合流点	1.80
	(右岸) 佐賀県東松浦郡相知町大野字棚の平	(右岸) 松浦川への合流点	1.80

3.2 河川整備計画の対象期間

本計画の対象期間は、概ね 30 年とします。

なお、本計画は、現時点の流域の社会経済状況、自然環境、河道状況に基づいて策定するものであり、今後の状況の変化や新たな知見、技術の進歩等を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

第4章 河川整備計画の目標に関する事項

4.1 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

本計画では、対象となる河川のうち町田川において、想定氾濫区域における人口や資産の状況等を踏まえて目標とする計画規模を設定し、基準地点における整備目標流量を定めます。

町田川における整備目標としては、鉄道橋地点で概ね30年に1回程度の確率で発生すると想定される洪水に対して、家屋等の浸水被害を軽減することとします。なお、松浦川本川の背水の影響を考慮した整備は長期的な目標とします。

「概ね30年に1回程度の確率で発生すると想定される洪水」とは、毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/30(3%)ということです。

基準地点における計画規模及び整備目標流量は、表4.1及び図4.1のとおりとします。

表4.1 整備計画における計画規模及び目標流量

河川名	目標とする計画規模	基準地点名	整備目標流量 (m ³ /s)
町田川	1/30	鉄道橋	145

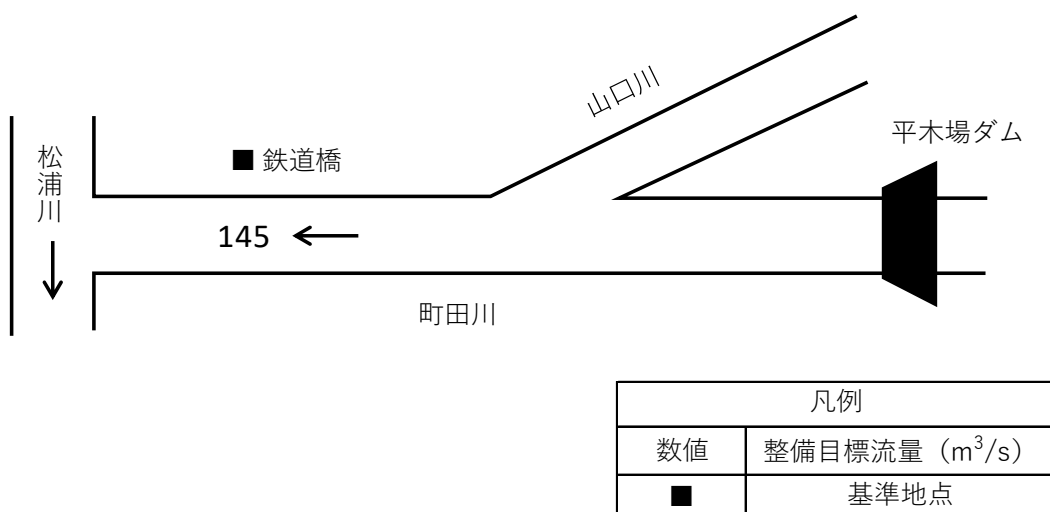


図4.1 整備目標流量図

4.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

下流圏域の河川水は、古くから農業用水として利用されており、また、平木場ダム建設後は水道水としても利用されています。今後も適正かつ効率的な水利用が図られるように努めるとともに、動植物の生息、生育、繁殖環境に十分配慮し、関係自治体や利水関係者、流域住民の協力のもと流水の正常な機能の維持に努めます。

なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関しては、動植物の生息、生育、繁殖環境、流水の清潔の保持等を考慮のうえ、今後必要に応じて調査、検討を行うものとします。

4.3 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境の整備と保全に関しては、必要に応じて自然環境や河川の利用状況等に関する調査を行い、動植物の生息、生育、繁殖環境の保全や河川の利用や景観に配慮した整備に努め、河川環境の保全を図ることを目標とします。

第5章 河川整備の実施に関する事項

5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

5.1.1 河川工事の目的

下流圏域内では、河川の流下能力が不足しているため、過去に度々浸水被害を被っています。

このような浸水被害を軽減するために、河川の流下能力を向上する河川整備を行います。

5.1.2 河川工事の種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

表 5.1 に示す施行の場所において、整備目標流量に対する掘削による河道拡幅、護岸の整備等の河川整備を行います。

また、内水対策については、施設整備及び既存施設の有効活用、地域住民との協働によるソフト対策などの関係機関における関連施策と連携を行うとともに、今後の浸水被害の状況や土地利用の状況等を踏まえ、必要な対策を行います。

表 5.1 施行の場所

河川名	施行区間	延長
町田川	新大橋上流(0k600)～石橋下流(3k000)	2.4km

1. 町田川

町田川の洪水対策は、既設の^{ひらこぼ}平木場ダムにより、ダム地点で 40m³/s を調節します。さらに、町田川における河川改修については、合流地点の国管理区間の整備状況との整合を図りながら、掘削による河道拡幅、護岸の整備等による流下能力の向上に努めます。

なお、整備にあたっては、必要に応じて関係機関や地域住民及び学識経験者と調整を図りながら、以下の方針で整備を進め、動植物の生息、生育、繁殖環境の保全に努めます。

- ・ 河岸には、ミゾソバ等の植物が繁茂し、その水際に形成される静水環境は、ミナミメダカやヤリタナゴ等の生息、生育、繁殖の場となっていることから、水際植生の保全に努めます。
- ・ 河道内には、瀬や淵、淀みや湛水域等が形成されており、オイカワやカワムツ等が確認されていることから、河床掘削を行う場合には、現況河道の特性を大きく変化させないように努めます。



写真 5.1 新興大橋から下流を望む



写真 5.2 潮の先橋から上流を望む



写真 5.3 長松橋から下流を望む



写真 5.4 中島橋から下流を望む

町田川

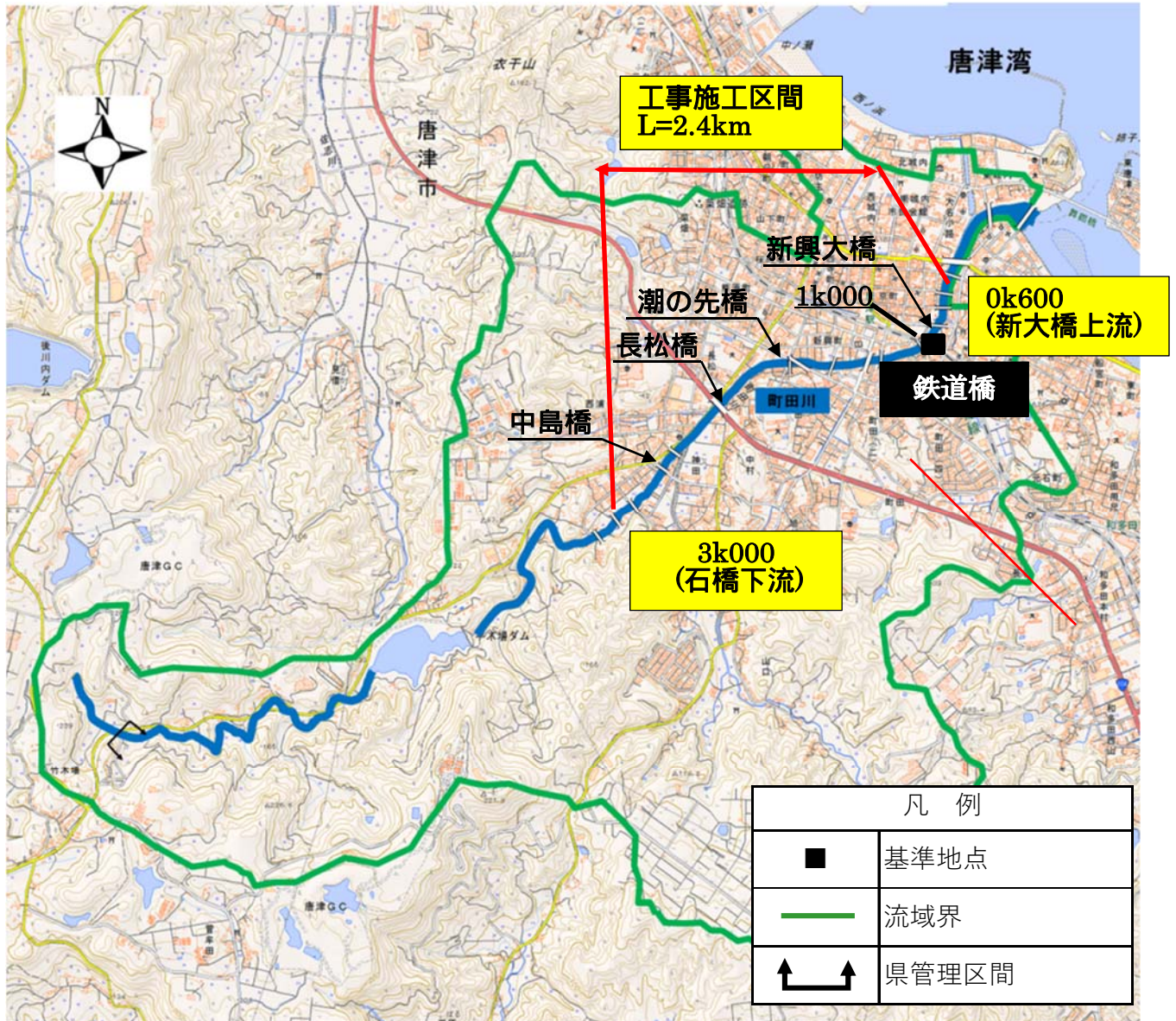


図 5.1 町田川 整備計画平面図(工事施工の場所)

町田川 1k800(S=1/300)

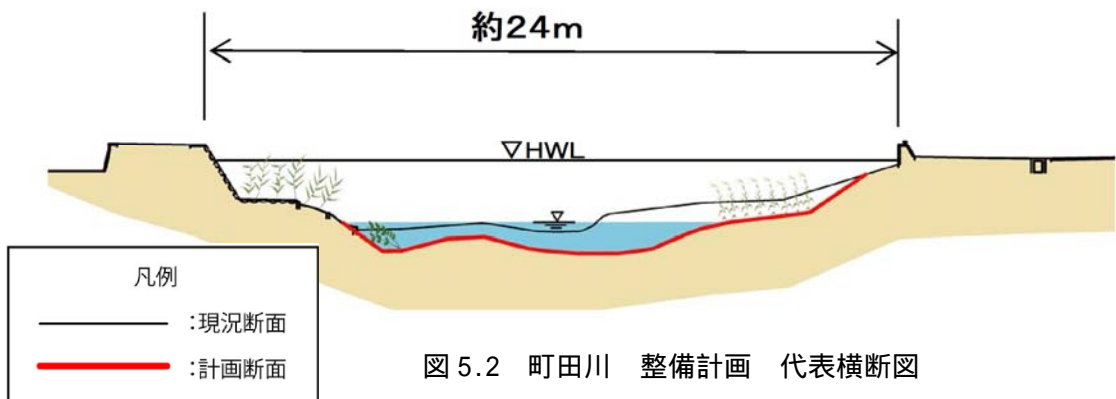


図 5.2 町田川 整備計画 代表横断面図

2 . その他河川の局部改良等

その他の河川や区間については、緊急性や優先度を考慮し、被災箇所に応じた災害復旧や局部改良（河道掘削、護岸の整備、河道法線形の是正、被災要因となった構造物の改築等によるネック箇所の解消）等を行うことにより、浸水被害の防止又は軽減を図ります。

5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

5.2.1 河川の維持の目的

河川の維持管理は、地域特性を踏まえつつ、洪水等による浸水被害の軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境への適正な配慮を行うことを目的とします。

5.2.2 河川の維持の種類及び施行の場所

下流圏域内の河川のうち、県が管理する区間を対象として、これまでに整備された河川管理施設の機能を維持し、十分に効果を発揮させるため、以下のことに留意します。

(1) 河川管理施設の維持

洪水時等において操作が必要となるダム、樋門等については、施設の機能を保全し正常な操作が行えるよう長寿命化計画を策定し、定期的な点検及び計画的な整備による施設の延命化等を図り、必要に応じて機器の更新や施設の改築を行います。

また、堤防や護岸等については、河川巡視による亀裂、陥没、損傷等の異常に対する点検を行うとともに、洪水時における浸透や浸食、河床低下並びに地震等に対する点検や調査も行い、必要に応じて対策を講じます。

さらに、河川の治水安全度を確保するため、取水堰等の許可工作物で河積の阻害等、河川管理上支障となるものについては、施設管理者と調整し適切な処理に努め、施設の新築や改築にあたっては、施設管理者に対して河川環境の保全にも配慮するよう指導します。

また、河川区域内における不法投棄、不法占用等の防止のため、河川の巡視や関係機関との連携による監視、指導に努めます。

(2) 河道の維持

河道の維持については、河川巡視等によりその状況を確認し、堆積土砂や植生等が治水上支障となる場合には、河川環境に配慮しつつ浚渫や伐採等の必要な対策を行います。

(3) 水量、水質の管理等

適正な河川管理のため、関係機関との連携により、雨量及び水位、水質等の把握に努めます。また、水質事故については、河川巡視による早期発見に努めるとともに住民及び関係機関と連携して適切な対応を行います。

第6章 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

本圏域の河川整備を適正かつ効果的に行うためには、地域住民や関係機関等との連携による総合的な対策や取組が必要です。

とりわけ、近年の降雨特性として、局地的に短時間での大雨が発生する傾向にあることから、整備途中段階での洪水や計画規模を上回る洪水が発生した場合等の被害を最小限度に止めるためには、防災情報の提供や避難誘導等のソフト対策などについて関係機関等と連携していく必要があります。

6.1 地域住民や関係機関との連携

流出抑制や貯留等の流域対策をはじめ、河川の維持管理、河川環境の保全、河川や水辺の整備による河川空間の創出及び利用促進、異常渇水時の対応、特定外来生物の防除対策等について、地域住民や自治体（唐津市）、その他関係機関等と連携を図ります。

さらに、洪水時には迅速かつ的確な水防活動及び警戒・避難が行われるよう、地域住民や自治体、その他関係機関等と相互に連携・協力を行い、防災情報の提供や住民の防災意識の啓発・向上等を図ることで被害の軽減に努めます。



写真 6.1 地元を交えた河川合同巡視



写真 6.2 県内で発生した著名洪水のパネル展示

6.2 防災情報の提供

洪水等による被害の発生が予想される場合には、雨量や水位等に関する正確な防災情報を、地域住民や関係機関に迅速に提供することが極めて重要です。

このため、洪水時の雨量や水位等の河川情報の収集・提供に必要な河川情報基盤の整備及び施設の点検、機器更新等の維持管理を行うとともに、必要に応じて、河川監視カメラの設置等の河川情報の高度化を図ります。

また、地域住民が、パソコンや携帯電話等から雨量や河川の水位等の水防情報、

注意報や警報等の気象情報や主要な河川の避難判断水位等の防災情報を入手できるように情報提供を行います。

また、自治体や関係機関に対しては、水防活動等を通じて、河川水位等の情報共有を行います。

なお、洪水による浸水の状況を予め予測できるよう、河川の堤防が、万一、決壊した場合などの氾濫シミュレーションにより想定した浸水想定区域図等の情報提供にも努めます。



写真 6.3 水位危険度レベルの現地表示（量水標）



写真 6.4 河川水位情報の提供（水位計）